

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度から新たに実施するもの》

(20) 犯罪被害者等支援主任者の指定

海上保安庁において、平成18年4月から部署ごとに犯罪被害者等支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を指定し、犯罪被害者等支援体制の強化を図っている。

(21) 女性被害者への配慮

性犯罪に係る女性被害者からの事情聴取においては、原則として女性海上保安官による事情聴取又は付添い等の措置を採るほか、その他の女性犯罪被害者等についても、同様の措置を希望する場合は、可能な限りこれらに準じた措置を採ることとしている。

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施する施策》

(1) 公判記録の閲覧・謄写の機会の付与

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年5月19日法律第75号）に基づき、被害者等から損害賠償請求等の正当な理由に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があり、相当と認めるときは、刑事事件の係属中であっても、裁判所は、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができるとする制度が導入され、平成12年11月1日より実施されている。

また、法務省において、会議や研修等の様々な機会を通じて検察の現場への周知を図るとともに、施策の実施状況の把握に努め、対外的にも刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレットを全国の検察庁や警察署等において被害者に配布するほか、法務省ホームページに掲載して、周知徹底に努めた結果、本制度は全国的に広く活用されるに至っている。

被害者等が公判記録を閲覧・謄写した事例の延べ数は、施行後、平成16年までの間が

2,677件であり、平成17年から平成18年5月までの間が1,263件であった（いずれも最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、パンフレット（「犯罪被害者の方々へ」）のほか、法務省ホームページ、検察庁ホームページ及び裁判所ホームページ上で確認することができる（法務省ホームページ：<http://www.moj.go.jp/>、検察庁ホームページ：<http://www.kensatsu.go.jp/>、裁判所ホームページ：<http://www.courts.go.jp/>）。

(2) 被害者等調査及び犯罪被害者等への対応の充実

法務省において、仮釈放審査における準備調査や恩赦上申に際して被害者感情の調査を行い、適切な仮釈放決定や恩赦上申に努めている。

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれている、仮釈放審査における被害者等の意見陳述に係る制度の検討と併せ、引き続き仮釈放審査における準備調査や恩赦上申に際し、被害者感情の調査を適切に行っていく。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施等

第1節1「損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）」(6)を参照。

(4) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていくとともに、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていくこととされた。

そこで、平成18年1月、最高検察庁から各高等検察庁及び各地方検察庁あてに、本施策の実施において適切な対応が行われるよう留意事項を通知しているほか、会議や研修等の様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っており、必要に応じ、適切な形で、被害者等と検察官のコミュニケーションがとられ、被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるとともに、公判期日の設定に当たっても、被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう努めている。

(5) 国民に分かりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めていくこととされた。

そこで、傍聴者等にも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフト等を活用して、視覚的な工夫を取り入れるなどして、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう

努めている。

(6) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

第2節2「安全の確保(基本法第15条関係)」(13)を参照。

(7) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施する等、適切な対応に努めていくこととされた。

そこで、平成18年1月、最高検察庁から各高等検察庁及び各地方検察庁あてに、本施策の実施につき適切な対応が行われるよう留意事項を通知しているほか、会議や研修等の様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っており、検察官が上訴の可否を検討するに当たって、被害者等の意見を適切に聴取するよう努めている。

(8) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていくこととされた。

少年保護事件については、平成12年の少年法の改正により、家庭裁判所による犯罪被害者の意見聴取の制度、記録の閲覧・謄写の制度及び家庭裁判所が被害者に対し少年審判の結果等を通知する制度が導入されている。

平成12年の少年法等の一部を改正する法律の施行後5年間において、意見の陳述の申出数は、825人であり、うち791人から意見が聴取された。記録の閲覧及び謄写の申出数は、2,880人であり、うち2,836人についてこれが認められ、審判結果等の通知の申出数は3,180人であり、うち3,153人について通知がされた。